



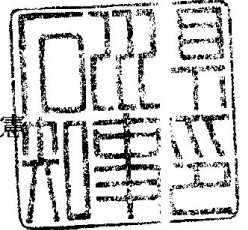
別記様式第6号（第3条関係）

公文書不存在決定通知書

辰ダム第1492-4号
平成24年2月20日

中 登 史 紀 様

石川県知事 谷 本 正 貴



平成24年2月5日付けで公開請求のあった公文書について、公文書を保有していないため、公開しないことに決定したので、石川県情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

公文書の件名	5 辰巳ダム建設工事に際して相合谷城趾に関して文化財保護法第93条による「土木工事等のための発掘に関する届出」文書(平成20年本体工事着手前)
公文書を保有していない理由	相合谷城趾に関する文化財保護法第93条による届出はしていないため、公文書は存在しない。
担当課(所)	石川県辰巳ダム建設事務所(電話番号 076-229-4556)
この決定に不服がある場合の救済方法	1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法第6条の規定により、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、石川県知事に対して異議申立てをすることができます。 2 この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、石川県を被告として(知事が、被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
備考	